



環廃産第 1309201 号  
平成 25 年 9 月 20 日

各都道府県・政令市  
廃棄物行政主管部（局）長 殿



環境省廃棄物・リサイクル対策部  
適正処理・不法投棄対策室長



### 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準について

平素より、廃棄物行政の推進に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
我が国で発生する使用済み電気・電子機器は、国内でリユース・リサイクルされる他、輸出先の海外でリユースされるものも少なくありません。使用済み電気・電子機器をリユース目的で輸出する場合は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。）に基づく輸出承認を得る必要はありませんが、輸出しようとする者自らが、この承認を要しないことを確認し、関係機関に対して証明することが求められます。

一方、実際にはリユースには適さない使用済み電気・電子機器が、中古品と偽って輸出され、輸出相手国、特に発展途上国において、部品、金属等が回収されている実態が指摘されており、それらが含有する有害物質が人の健康及び生活環境に悪影響を及ぼすことが強く懸念されています。さらに、こうした場合には、バーゼル法違反となるのみでなく、国際条約上の不法輸出として国際問題に発展するおそれがあります。

このような状況を踏まえ、バーゼル法の実効性の向上に資することを目的として、同法の規制対象の明確化に関する取組を進めており、平成 21 年度には、「使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準」を策定しました。今般、さらに、使用済み電気・電子機器を幅広く対象とした「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」（別添 1）を策定し、ホームページにて公表するとともに、関係団体に通知いたしましたので、お知らせします。

本基準は、リユースに適さない使用済み電気・電子機器が中古品と偽って輸出されることのないよう、リユース目的の輸出であることを客観的に判断する

ことができる基準を示すことにより、輸出者による、バーゼル法に基づく輸出の承認を要しないことの証明を容易にすることを目的としたものです。なお、本基準は、バーゼル法に基づく輸出の承認が必要とされる物を変更するものではありません。本基準は、平成26年4月1日から適用します。

つきましては、貴管下市町村及び関係者への御周知方よろしくお願いいたします。なお、当室から本基準を通知した関係団体の一覧は別添2のとおりです。

また、本基準の適用に伴い、輸出できなくなった使用済み電気・電子機器が国内で不法投棄等されることのないよう、市町村等への注意喚起を行うとともに、不法投棄等の防止に向けた監視活動の実施に引き続き御尽力いただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、リユースに適さない使用済み電気・電子機器を、リユース名目で輸出しようとした場合や、金属スクラップ等に混ぜて輸出しようとした場合には、当該機器の種類、性状等によっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に抵触するおそれがあります。環境省では、「使用済み家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（平成24年3月19日付け環廃企発120319001号・環廃対発120319001号・環廃産発120319001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）により、廃棄物該当性の判断指針を明確化したところであり、使用済み電気・電子機器を輸出しようとする際における廃棄物該当性の判断においても、この通知の考え方が適用されることに御留意ください。